

# 建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領

令和1年8月

一般社団法人 公共建築協会

# 建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領

## (総則)

第1条 この要領は、一般社団法人公共建築協会（以下「協会」という。）が行う建築材料・設備機材等（以下「材料等」という。）の評価の実施に適用する。

## (評価の対象)

第2条 評価の対象とする材料等は、次の各号に定めるものとする。

一 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に品質性能等が十分に規定されている材料等のうち、協会が別に指定するもの。

ただし、次に掲げる材料等を除く。

ア、産業標準化法第19条に基づく適合の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

イ、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条に基づく格付の表示のあるもの。（標準仕様書で規定された品質性能等が、この表示のみでは確認できないものを除く。）

二 営繕工事において使用する材料等のうち、標準仕様書において、品質性能等が規定されていない材料等又は十分に規定できない材料等のうち、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するもので、重要と認め、協会が指定するもの。

（ア）機能上重要なもの

（イ）意匠に密接に関わるもの

（ウ）製造業者間の品質性能の差異が大きいもの

（エ）その他必要と認められるもの

三 保守管理の必要性の高いもののうち、重要と認め、協会が指定するもの。

四 国土交通省が実施した建築に係る「建設技術評価」に関するもので、協会が指定するもの。

## (評価委員会)

第3条 協会に、評価に係る事項を審議するために、建築材料・設備機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次の各号に定める事項の審議を行う。

一 受付審査に関する事項

二 評価基準に関する事項

三 評価判定に関する事項

四 評価書の作成に関する事項

五 その他評価の実施に関し必要な事項

3 評価委員会に、評価に係る専門的な事項を審議させるために、専門部会を置くことができる。

4 委員会規程については、協会会長が別に定める。

(申請者)

第4条 評価を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 材料等の製造者。
- 二 材料等の販売者で、材料等の製造者を指定し申請する者。ただし、第2条第一号及び二号の規定によるものを申請しようとする者は、原則として、販売実績を1年以上有するものとし、第2条第三号の規定によるものを申請しようとする者は、原則として、当該材料等の申請者としての統括的な管理の実績を3年以上有するものとする。
- 三 官庁営繕工事の請負者であって、当該材料等を当該請け負った工事に使用することを計画している者。

(評価の実施及び申込み)

第5条 協会は、材料等を新たに指定して募集し評価を行うもの（以下「新規評価」という。）とし、協会が必要と認めるときは、募集済みの材料等について、随時募集し評価（以下「随時評価」という。）を行うことができるものとする。

- 2 申請者は、次の各号に掲げる資料（様式は協会が別に定める。）及び評価の所要経費を添えて申し込むものとする。
  - 一 評価依頼書
  - 二 品質・性能等に関する資料
  - 三 品質管理・製造管理に関する資料
  - 四 その他評価委員会が、評価を実施するに必要と認め、材料ごとに別に定める事項を記載した書類
- 3 評価の所要経費は、新規評価料又は随時評価料とし、その内訳を申込料及び審査・登録料とする、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

(受付審査)

第6条 協会は、申請者から評価の申込みを受けたときは、評価に先立ち受付審査を行うものとする。

- 2 受付審査は、原則として次の各号に掲げる内容について行うものとする。
  - 一 申請者が、第4条の各号のいずれかに該当するものであること。
  - 二 材料等が、第2条の各号のいずれかに該当するものであること。
  - 三 材料等は、建設工事における3年以上の使用実績があること。
  - 四 材料等の品質等を評価するための資料が、全て提出されているものであること。
  - 五 申請者が、第19条及び第19条の2の規定に基づく報告又は必要な処置を講じている者であること。
  - 六 評価の申込み、提出資料その他評価を実施するうえで必要な手続きが、第22条の規定を満足するものであること。

(評価の承諾)

第7条 協会は、受付審査の結果、評価対象として適当と認められたときには、別に定める評価依頼承諾書を作成し、申請者に送付するものとする。

(評価基準)

第8条 評価基準は、評価委員会がこれを定めるものとする。

2 評価基準には、原則として、次の各号の内容を含むものとする。

なお、評価基準の細目については別に定めるところによる。

- 一 品質・性能等の評価に関する事項
- 二 品質管理・製造管理体制の評価に関する事項
- 三 納入体制の評価に関する事項
- 四 アフターサービスの体制の評価に関する事項

3 評価基準の作成にあたっては、次の各号の内容に留意するものとする。

- 一 品質管理・製造管理の評価においては、当該材料等が、当該生産国において、国又は国に準ずる機関によって定められた規格に基づき認証等がなされている場合若しくは当該製造所が ISO 9001 に基づき登録されている場合については、適正な品質管理が行われていると評価して差支えないものであること。
- 二 材料等の品質等の証明に必要な試験の実施機関は、産業標準化法（昭和24年6月1日法律第185号）第57条及び第65条の規定に基づき登録を受けた「登録試験事業者」又は同第66条及び第67条の規定に基づき登録を受けた「登録外国試験事業者」若しくは評価委員会が認める者であること。

(資料の追加等)

第9条 評価委員会は、提出書類の内容が不明確なとき、内容に疑義があるとき、その他必要と認めるときは、申請者に新たな資料の提出を求め、又は説明を求めることができる。また、製造所等を実地検査しなければ評価ができない場合は、申請者と協議する。

2 申請者は、前項に関して試験が必要と認められるときは、当該試験を前条第3項第2号に定める試験の実施機関において行うものとする。

3 本条の規定に基づき必要となる追加経費は、申請者が負担するものとする。

(評価の方法)

第10条 評価委員会は、第5条に規定する資料及び前条に規定する追加資料等をもとに、第8条の規定により定められた評価基準に基づき、当該材料等の品質・性能等の評価を行う。

(評価期間)

第11条 評価は、必要な手続きが完了した後、原則として3箇月以内に行うものとする。

2 前項の規定により難しいときは、理由を付して申請者に通知しなければならない。

(評価の中止)

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、評価を中止するものとする。

- 一 申請者が評価の審査途中において申請を取り下げたとき。
- 二 評価委員会において、当該材料等が評価基準を満たしていないと認められたとき。

2 協会は、前項の規定により評価を中止したときは、中止の時点までの評価に要した経費を精算するものとする。

(評価書の交付)

第13条 協会は、評価を了したときは、遅滞なく別に定める建築材料・設備機材等品質性能評価書（以下「評価書」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。

(評価書名簿の作成)

第13条の2 協会は、年度当初に建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿（以下「評価名簿」という。）を作成する。

(評価の報告)

第14条 協会は、評価を了したときは、遅滞なくその結果を国土交通省に報告するものとする。

(評価書の有効期間)

第15条 新規評価の有効期間は、評価書の交付の翌日から3年を経過する日までとする。

- 2 随時評価の有効期間は、評価書の交付の翌日から当該材料等の新規評価又は更新評価において定めた日までとする。
- 3 評価書の記載内容に変更を生じた場合の評価は、評価書の交付の翌日から変更前の評価書に記載された日までとする。
- 4 請け負った官庁営繕工事に使用する材料等については、評価書の交付の翌日から当該請け負った工事が完了するまでとする。

(有効期間の特例)

第16条 前条第1項、第2項及び第3項以外の特例な事由による変更が生じたときは、当該事由及び変更有効期間について評価委員会の承認を得るものとする。

- 2 前条第4項において、次の各号のいずれかに該当するときは、申請により有効期間を変更することができる。
  - 一 前条第4項において、当該請け負った工事の完了の日が変更となったとき。
  - 二 前条第4項において、申請者が予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第102条の4第4号イに該当する工事を請け負ったとき。
- 3 有効期間の変更を希望する者は、別に定める変更評価依頼書に必要事項を記入して申し込むものとする。
- 4 有効期間の変更は、新たに評価書を申請者に交付することにより行う。

(評価書の更新)

第17条 第15条第1項及び第2項において、評価書の更新（以下「更新評価」という。）を希望する者は、有効期限の5箇月以前に、別に定める更新評価依頼書に必要な資料及び更新評価の必要経費を添えて申し込むものとする。

- 2 前項の資料は、第5条第2項に規定する資料とする。
- 3 評価委員会は、提出された資料に基づき、更新の内容について評価を行う。
- 4 評価の更新申請は、原則として変更評価申請を伴わないものとする。ただし、第8条各項による評価基準等を改定した場合及び更新申請直前並びに更新評価期間中に生じた変更については、この限りではない。
- 5 評価書の更新を認められた材料等については、新たに評価書を申請者に交付するものとし、有効期間は第15条第1項に規定するところによる。
- 6 更新に必要な経費は、更新評価料とし、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

(評価書等の内容の変更)

第18条 評価書の交付を受けた者は、評価書、評価名簿又は第5条第2項、第9条第1項若しくは第17条第1項に定める資料の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく別に定める変更評価依頼書に必要な資料及び変更評価の必要経費を添えて申し込むものとする。

- 2 評価委員会は、提出された資料に基づき、変更の内容について審議を行う。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第1項に規定する変更評価に必要な資料及び変更に必要な経費並びに前項ただし書きに規定する軽微な変更については、別に定めるものとする。
- 4 変更の内容について評価及び確認を了したときは、評価書を申請者に交付するものとする。ただし、評価名簿のみの変更については、この限りでない。
- 5 記載内容の変更に必要な経費は、変更評価料とし、納入方法及び金額は別に定めるところによる。

(評価書の再発行)

第18条の2 汚損及び紛失による評価書の再発行を希望する者は、別に定める再発行依頼書に必要な資料及び再発行料を添えて申し込むものとする。

(事故等の報告義務)

第19条 申請者は、評価を了した材料等を使用することにより、事故若しくは重大な不具合（以下「事故等」という。）が発生したとき、事故等の発生が予測される事態が生じたとき、又は材料等に不良・欠陥（以下「欠陥等」という。）のあることが判明したときは、直ちに協会に報告するものとする。

なお、事故等の細目は、別に定めるところによる。

(評価書の取消し・一時停止等)

第19条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当したときは、評価委員会の承認を得て、当該材料等の評価書の一部又は全部を取り消すことができ、その旨を公表するものとする。

- 一 申請者が偽りその他不正の手段により評価を受けたことが判明したとき。
- 二 第19条による報告が故意になされなかったと認められるとき。
- 三 事故等が材料等の欠陥等に起因することが判明したとき。
- 四 材料等の著しい欠陥等が判明したとき。
- 五 申請者が過去に評価を受けた材料等が、前各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 六 その他上記に類する場合。

2 協会は、当該材料等の申請者が当該材料等以外の評価を受けており、前項の規定により評価書を取り消した場合、評価委員会の承認を得て、当該材料等以外の材料等に対する評価書の効力の一時停止、取消しその他の措置を講ずることができる。

3 評価書の交付を受けた者は、前2項の規定により評価書の一部又は全部を取り消された場合、協会が評価委員会の承認を得て指定する期間、新たに当該材料等の評価を受けることができない。

4 協会は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該材料等の評価書の効力の一部又は全部を一時停止することができ、その旨を公表するものとする。

- 一 第19条による報告が直ちになされなかったと認められるとき。
- 二 材料等の欠陥等に起因するかどうかにかかわらず、損害の拡大を防止するために緊急の必要があるとき。
- 三 事故等が材料等の欠陥等に起因する疑いがあるとき。
- 四 材料等の著しい欠陥等の疑いがあるとき。
- 五 申請者が過去に評価を受けた材料等が、前各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 六 評価の前提となる申請者から提出された資料に事実と異なる記載等があり、評価書の有効性を著しく損なうおそれがあると認めるとき。
- 七 第9条第1項に定める追加資料等の提出及び第18条第1項に定める変更評価依頼が、合理的理由なく遅延または著しく遅延したとき。
- 八 その他上記に類する場合。

5 前項の評価書の効力の一時停止については、評価委員会の承認を得てこれを解除し、評価書を有効にすることができる。

6 協会は、事故等の原因を調査するため、申請者に資料の提出又は説明を求め、材料等の製造所等を実地検査することができるものとし、また、試験が必要と認められるときは、当該試験を第8条第3項第2号の実施機関において行わせることができるものとする。

なお、申請者は協会が行う調査に協力するものとする。

7 協会は、申請者が事業の継続性が著しく困難になったと認められるときは、評価書を取り消すものとする。

8 協会は、前各項の処置を講じたときは、遅滞なく当該処置の内容を国土交通省に報告するものとする。

9 本条の規定に基づき必要となる経費は、申請者が負担するものとする。また、本条の規定が適用されている間は、申請の取り下げを認めない。

(損害に対する責任)

第20条 協会は、評価材料等の使用により生じた損害に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(評価材料等の公表)

第21条 協会は、評価を了した材料等について、その評価の内容のうち必要な事項を公表することができる。

(使用言語)

第22条 評価において使用する言語は、日本語とする。

2 外国の試験実施機関による試験報告書等、日本語により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、日本語訳を添付することにより、これに代えることができる。

(秘密保持義務)

第23条 協会の役員若しくは職員又は評価委員会若しくは評価に携わった者は、評価に関して知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために使用してはならない。

(要領の改正)

第24条 協会会長は、必要に応じてこの要領を改正することができる。

2 協会は、改正した要領を公表するものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は協会会長が定める。

附 則

この要領は、令和1年8月1日から適用する。ただし、従前の要領により評価がなされた機材等においては、評価時の要領を適用するものとする。



## 建築材料・設備機材等品質性能評価実施細則

建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領（以下、要領という）第25条の規定により、この建築材料・設備機材等品質性能評価実施細則（以下、細則という）を定める。

（評価基準）

第1条 要領第8条第2項一号から四号に定める評価基準の細目は次による。

- 一 材料・機材等が所要の品質・性能を確保していること。
- 二 材料・機材等の品質・性能に関する試験データが整備されていること。
- 三 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- 四 経営状態が良好であること。
- 五 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。
- 六 製造又は施工の実績があり、その信頼性が十分にあること。
- 七 販売、保守等の営業体制が十分に整えられていること。

（事故若しくは重大な不具合）

第2条 要領第19条に定める「事故」とは、工事中又は使用に際して発生した材料等に起因する事故のうち、次に定めるものをいう。

なお、事故が材料等に起因するかどうかにかかわらず、材料等と密接に関連するものは材料等に起因する事故とみなすものとする。

- 一 休業4日以上死傷事故、又は治療に要する期間が30日以上負傷・疾病
- 二 火災、一酸化炭素中毒事故、後遺障害事故
- 三 第三者の財産に大きな損害を及ぼす事故
- 四 その他上記に類する事故

2 要領第19条に定める「重大な不具合」とは、工事中又は使用に際して発生した材料等に起因する重大な不具合のうち、次に定めるものをいう。

なお、重大な不具合が材料等の欠陥等に起因するかどうかにかかわらず、材料等と密接に関連するものは材料等に起因する重大な不具合とみなすものとする。

- 一 材料等が所定の機能・性能を発揮できない場合
- 二 材料等が第三者の財産に損害を及ぼす場合
- 三 第三者の衛生、健康及び周辺環境に支障を及ぼす場合
- 四 その他上記に類する不具合

（再評価までの期間）

第3条 要領第19条の2第3項に規定する期間は、評価書を取り消した日から起算して1年以上3年以内とする。

附 則

この細則は、平成23年3月24日から適用する。

## 実施要領改正履歴

平成 6年 3月 14日  
平成 7年 6月 26日  
平成 8年 2月 21日  
平成 9年 7月 29日  
平成10年 7月 29日  
平成14年 8月 8日  
平成15年 7月 1日  
平成18年 4月 1日  
平成19年 8月 1日  
平成20年 7月 29日  
平成23年 3月 24日  
平成24年 4月 1日  
平成26年 4月 1日  
平成28年 5月 1日  
平成30年 11月 1日  
令和 1年 8月 1日

## 実施細則改正履歴

平成19年 8月 1日  
平成23年 3月 24日